

むつ市地方創生SDGs推進団体認定制度

(仮称) むつ市地方創生SDGs推進協議会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



認定制度(案)《概要》

【目的】

- ✓ SDGsの推進を中心に地方創生を実現する
 - ✓ 地域住民へわかりやすくSDGsを発信する
- ⇒ 「**むつ市地方創生SDGs推進団体認定制度**」

【令和4年度スケジュール】

- 第1回認定団体募集：令和4年8月下旬から令和5年3月まで
審査認定：令和5年4月から5月
認定団体発表：令和5年6月以降（※R5総会またはシンポジウム）

地域企業・団体



【協議会会員（R4.5.23時点）】

- (官) ・むつ市
- (産) ・むつ商工会議所
- (学) ・弘前大学 ・青森中央学院大学
・青森大学 ・青森明の星短期大学
・海洋研究開発機構 ・日本原子力研究開発機構
・日本海洋科学振興財団
- (金) ・青森銀行 ・みちのく銀行 ・青い森信用金庫
・青森県信用組合 ・三井住友海上
- (言) ・A T V

申請

認定

<登録のメリット>

- ✓ 登録認定
⇒ 「認定証」
「オリジナルロゴマーク」
- ✓ 企業・団体向けセミナー の開催
- ✓ SDGsシンポジウムの開催
- ✓ その他インセンティブ等 の付与も検討

認定制度《申請・審査・認定(案)》

【申請】

(申請要件：対象者)

- ①市の区域内に所在し活動する事業所または団体であること。
- ②SDGsに関する担当者を定め、事業所または団体内での周知活動を行うこと。
- ③SDGsの17のゴールと関連した目標と取組計画が示されていること。

(申請方法)

- 認定を受けようとする事業所または団体は、規定の様式により、申請書及び取組内容を協議会へ提出する。

【審査】

(審査方法)

- 協議会運営委員会（団体の長が指名する者）が申請書及び取組内容について、※チェックリストを基に評価を行い、会長が決定する。

※チェックリスト等は、今後事務局において精査し、内容については適宜会員へ共有の上、決定する。

【認定】

(認定方法)

- 審査により、要件を満たしていると認めるときは、申請した事業者または団体に認定証を交付する。

(認定の期間及び更新)

- 認定の日の属する年度の翌々年度の末日。
- 期間満了後の更新は、規定の様式により更新申請を提出し、再審査を行う。

【認定証の交付】

- 協議会の認定証を作成し交付
- 協議会オリジナルロゴマークを作成。⇒公募により選出